

情シ 45 号

平成 31 年 3 月 8 日

厚生労働省医政局

局長 吉田 学 殿

日本医師会

常任理事 長島 公之



保健医療福祉分野 PKI 認証局証明書ポリシー改定について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本会の会務運営に際しまして、一方ならぬご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、日医発第 1254 号（情シ 44 号）（平成 31 年 3 月 8 日付け）で、本会会長から貴省大臣宛に発出させていただいた、保健医療福祉分野 PKI 認証局の証明書ポリシー改定について、以下の通り、具体的な内容を依頼させていただきます。

改定に関しては、本年度中に実施の上、新年度から新たな規定により運用を開始できればと考えておりますのでご配慮いただければ幸甚に存じます。

以上、ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1 住民票の写しの省略について

現在の規定では、HPKI 申請者の「実在性」確認のために住民票の写しを提出することになっております。しかし、本会は HPKI の発行の前に、医政局医事課長との取り決めにより、貴省の管理する医籍を照会することとしています。医籍に関しては、医籍登録時に戸籍謄（抄）本もしくは住民票の写しを提出していることから、そもそも医籍が「実在性」の確認を実施できる管理簿と考えます。

もしくは、本会の HPKI の受渡しルールは代理受取を認めておらず、受け渡し時には、本人が出頭の上、カード（医師資格証）に貼付の顔写真と本人性の確認に用いる運転免許証等の顔写真付きの証明書で受け取りに来た実在する当該本人との照会を実施しています。

このことから、医籍を照会する場合もしくは本会のような受渡しルールの場合に関しては、住民票の写しを省略可能な規定としていただきますよう依頼いたします。

なお、医籍で「実在性」の確認はできないという場合、本来の資格管理簿のあり方に鑑みて、医籍を照会することで「実在性」の確認ができるような方策も検討いただければと存じます。

## 2 医師免許証の原本確認の省略について

現在の規定では、医師免許証のコピーの空欄に実印を押印し、印鑑登録証明書を添えない場合は、医師免許証の原本確認を実施する規定になっています。しかし、貴省に医師資格保有の確認の根拠を照会したところ、医籍に登録されていることをもって医師資格を保有している証明であるとの回答を頂戴しました。

このことから、上記 1 と同様に、HPKI 発行前に医籍を照会していることから、医師免許証のコピーによる各種の記載事項（氏名、生年月日、性別、医籍登録番号、医籍登録年月日）によって医師資格の保有の事実を医籍によって照会する場合に関しては、医師免許証のコピーへの実印の押印を省略可能な規定としていただきますよう依頼いたします。

なお、この際も、上記 1 と同様に、受け渡し時の本人確認は確実に実施いたします。

以上